

# 兵庫県男女共同参画推進条例（仮称）の

## 基本的な考え方の論点整理

平成13年10月

兵庫県男女共同参画推進委員会

### 1 男女共同参画にかかる条例の必要性

#### 1 これまでの取り組み

・兵庫県では1978年(昭和53年)に「兵庫県婦人行動綱領」を制定して以来、1985年(昭和60年)に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、1990年(平成2年)に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを進めてきました。本年(2001年=平成13年)3月には「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 -」を策定し、さらなる施策の展開を図っています。

・しかし、このような取り組みが進捗しつつあるにもかかわらず、「性別役割分担」を含む固定的な男女観や人権についての不十分な認識が、制度・慣習等をはじめ、あらゆる分野に根強く残っており、女性はもとより、男性の人権についても憂慮すべき問題を生じています。さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント等、主に女性の人権を大きく侵す新たな問題も浮上してきました。性にとらわれることなく、全ての人が輝いて生きることができるようのために解決すべき課題は、まだまだたくさんあります。

・日本の社会・経済の構造的な変化は、どの人にも大きな関わりを持っています。少子・高齢化の一層の進行、家族形態の多様化、国内経済活動の成熟化や国際化と、それに伴う雇用の専門化や流動化等、日常生活にも大きな変動が押し寄せてきています。また、身近な国際化、情報技術の進展がもたらす情報量の肥大化、厳しさが増している環境問題も、日々の暮らしにさまざまな影響をもたらしています。

・こうした状況を受けて、国においては、女性と男性が対等な社会の一員として、共に責任を持って社会や暮らしを担い、共に生きる喜びを得る「男女共同参画社会」実現の緊急性を認識して、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。また、この法に基づき、2000年(平成12年)には「男女共同参画基本計画」が制定されました。男女が人権尊重の基盤に立って、家庭生活での活動とその他の活動<就業や地域活動等>を両立させることは、「男女共同参画社会基本法」の基本理念の一つですが、特に、少子・高齢化が進む中で、その理念を生かし、安心して子育てすることができる社会をつくるのが緊急の政策課題として求められています。そこで、今年7月には、男女共同参画会議・専門調査会の提言を基に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されました。

「ひょうご男女共同参画プラン21」は、「男女共同参画社会基本法」のもと、「男女共同参画基本

計画」を視野に入れ、兵庫県の男女共同参画社会づくりへ向けた総合的な施策を進めるための10年間(2010年=平成22年まで)の計画です。計画は、広く県民の方々の意見をいただきつつ、「21世紀兵庫長期ビジョン」と整合を図り、兵庫県女性施策推進委員会からの提言に基づいて策定しました。一方、兵庫県の少子化対策総合推進計画「“すこやかひょうご”子ども未来プラン『行動計画編』」も、本年8月に改定しました。その中で、今後重点的に取り組む大きな柱として“男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立できる社会の実現”を盛り込むなど、家庭や子育てに夢を持つことができる社会をめざして、施策の推進を図ることにしています。

## 2 条例制定の必要性

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は、社会のあらゆる分野にわたっています。社会制度や慣行が男女に中立に働くよう絶えず見直すことが求められる一方、職場、家庭、地域社会の中で、人々の意識や行動を変えていくことも必要です。

そのため、男女共同参画社会の実現は、行政による取り組みだけで達成できるものではなく、県民一人ひとりの意識改革や自主的な努力に負うところも大きいと考えられることから、県民と行政が連携・協働して取り組みを進めることが重要です。

また、都道府県には、それぞれの特色があります。その特色に合わせた男女共同参画の取り組みや施策の展開が必要です。兵庫県においても、4に示した「兵庫県の特色」を十分に組み込み、特徴的な課題に対して、適切で、きめ細かな取り組みを速やかに進める必要があります。

こうしたことから、男女共同参画社会へ向けて、県民、事業者、団体、行政等のあらゆる行動主体による本県の地域特性を勘案した取り組みを進めるために、その基盤としての条例を整備することが求められます。

## 3 条例制定の意義及び効果

### < 県及び県民の意思の表明 >

条例の制定に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた本県の強い意思・基本姿勢を表明することになります。

### < 県民の参画と協働による男女共同参画の推進 >

条例の制定過程を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた県民の参画を進めることができます。また、男女共同参画社会の実現は、行政の対応のみで達成できるものではないことから、条例で県民、事業者、県の役割と責任を明確にすることにより、各行動主体が積極的に取り組むことができ、相互の連携・協働を図ることができます。

### < 県施策の総合的・効果的な展開の具体的法的基盤の明確化 >

条例を制定することにより、県が実施する各分野にまたがる男女共同参画施策に法的根拠を付

与し、強力に推進することができるとともに、関連する施策を体系化し総合的に推進することができます。

#### < 総合的・効果的な推進体制の整備 >

審議会の設置や推進体制を整備・強化することにより、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進することができます。

#### < 地方分権 >

男女共同参画施策展開の根拠を基本法のみならず条例で位置づけることにより、地域の特性に応じた施策を展開することができ、かつ、地方分権時代に合致した県の主体性を発揮することができます。

### 4 兵庫県の特徴

兵庫県においても、少子化や高齢化、家族の多様化、経済の成熟化や国際化等、全国に共通する現状や課題を抱えています。また、兵庫県の県域は、広大で、気候風土にも多様性が見られます。こうした違いが、人々の生業や暮らし方、慣習、しきたり、意識等にも関わっています。全国に共通する課題等に加えて、兵庫県の顕著な現象として、以下のことが挙げられます。

#### < 依然解消されない男女の役割分担 >

1999年(平成11年)に県が実施した「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」では、「性別役割分担(男は仕事、女は家事・育児)」に肯定的な(同感する)人は39.6%であるのに対し、否定的な(同感しない)人は31.3%となっています。

また、この調査では、<家庭生活>や<社会通念・慣習・しきたり>において「男女平等になっている」と答えている人は、それぞれ19.4%、6.9%でしたが、10年前の調査と比べると、<家庭生活>では10.8ポイント、<社会通念・慣習・しきたり等>では0.7ポイント減っています。もっとも、この減少は、状況が逆行したというのではなく、これまで気づかれていなかった<男性優位>に気づいた人たちが増えてきたとも受け止めることができます。いずれにしても、これらの数値から、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが窺えます。

#### < 地域の多様性がもたらす「女性と就業」の課題 >

神戸・阪神地域に代表される大都市圏では、女性の就業率は、極めて低い状況にあります。このことは、この地域の特色として、いわゆるサラリーマン層が多く、転勤が多いことや核家族化に伴い、子育ての責任の多くを母親一人が担わなければならないといった環境も一つの要因と考えられます。

一方、農林漁業のウェイトが高い地域では、女性の就業率は高い状況にあります。これは、多くの女性が家業としての農業等に従事していることが一つの要因と考えられます。さらに、こうした

地域は、おおむね高齢化も進んでおり、就業、家事・育児に加えて、介護も女性はその責任の多くを担っており、長時間労働や多重な負担を背負っています。これは、さまざまな自営業でも言えることで、地域性と生業の多様性が女性の就業や生き方にもたらす課題は少なくありません。

#### < 男女共同参画への取り組みの地域間格差 >

従来、都市部を中心に、民間グループや団体等の自発的な取り組みが積極的に展開されるとともに、行政においてもいち早く、計画の策定や女性センター等の設置など、男女共同参画に向けた先導的取り組みが展開されてきました。こうした地域では、男性にも自らの生き方を見直そうという動きが見られ始めています。最近では、どの地域でも、男女共同参画への女性の動きが高まり、それらが核となって行政を動かし、計画の策定等の取り組みが動き出した自治体も増えてきています。

しかし、こうした動きは、民間のグループ等も含めて、まだ<点>の段階で、自治体間の<線>や<面>にはつながりにくく、依然として取り組みの進まない市町も存在するなど、地域による温度差が生じています。

#### < 豊かな国際性 >

兵庫県には古くからさまざまな国籍を持つ多数の外国人が居住し、地域の国際化、多文化化などが著しく進展しています。こうしたなかで、外国人であること、女性であることを理由とした多重の困難が生じないよう、配慮が求められています。

WHO神戸センター等の国際機関の立地を背景に、女性の健康問題への取り組みをはじめ、国際的取り組みへの連動、これらの取り組みへの積極的な貢献が求められます。

#### < 震災のもたらしたもの >

1995年(平成7年)に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の都市型災害であり、人的・物的に大きな被害をもたらしました。しかし、その一方で、「人と人のつながり」の重要性が再認識されるとともに、県民同士の助け合いやボランティア活動が多彩に展開されるなど、住民の主体的な参画と協働による地域社会づくりへの気運が高まりをみせています。こうした中で醸成された「人権を尊重し、自律を重んじる」意識は、性にとらわれず、個性と能力を評価して支え合う「男女共同参画社会」の基盤を育てつつあります。